

# 身体拘束禁止に関する指針

(基本的考え方)

1. 本指針は、社会福祉法人和泊町社会福祉協議会（以下「本会」という。）居宅介護事業所、障害者就労支援施設さねん、子ども療育センターのびのび、共生型短期入所事業所ぐすく、基準該当生活介護事業所、地域活動支援センター事業所（以下「事業所」という。）において身体拘束を安易に正当化することなく、身体拘束の禁止に向けた取り組みを行うことを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(身体拘束禁止の原則)

2. 事業所は、サービス提供にあたって利用者（児）の生命又は身体を保護するために、緊急・やむ得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者（児）の行動を制限する行為を禁止するものとする。

(1) 緊急・やむ得ない場合の例外の三原則

利用者（児）個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援をすることを原則とする。ただし、次に掲げる3つの原則の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことができるものとする。

- ①切迫性 当該利用者（児）又は他の利用者（児）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ②非代替性 身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。
- ③一時性 身体拘束、その他の行動制限が一時的なものである場合。

(身体拘束禁止の基本方針)

3. 事業所の身体拘束禁止に向けた基本方針は、次に掲げる内容とする。

(1) 身体拘束の原則禁止

事業所においては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限を禁止するものとする。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者（児）又は他の利用者（児）の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束禁止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3原則の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し、同意を得て行うものとする。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力するものとする。

(3) サービス提供時における留意事項

職員は、身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に、次に掲げる事項について留意の上、サービス提供を行うものとする。

- ①利用者（児）主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めること。
- ②言葉や対応等で、利用者（児）の精神的自由を妨げないように努めること。
- ③利用者（児）の思いをくみ取り、利用者（児）の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努めること。
- ④利用者（児）の安全を確保する観点から、利用者（児）の自由（身体・精神的）を安易に妨げるような行為は行わないこと。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者（児）が主体的に生活を送ることができるように努めること。

（身体拘束禁止委員会等）

4. 本会は、身体拘束の禁止に向けて組織的対応を図ることを目的に、次に掲げるとおり、身体拘束禁止委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（1）委員会委員等の構成

- ①委員会に運営責任者1名、委員若干名を置く。
- ②運営責任者は、事務局長とし、委員は、本会が経営する事業所において、職員を管理監督する地位にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（2）委員会の開催

- ①委員会は、原則、半年に1回、開催する。
- ②委員から、身体拘束に関する相談又は報告があった場合は、運営責任者は委員会を招集し、適宜開催する。

（3）委員会の審議事項等

- ①身体拘束禁止に向けて現状把握及び改善についての検討に関すること。
- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続に関すること。
- ③身体拘束を実施した場合の解除の検討に関すること。
- ④身体拘束廃止に関する職員全体への指導に関すること。
- ⑤その他、適正な身体拘束等に関すること。

（やむを得ず身体拘束を行う場合の対応）

5. 当該利用者（児）又は他の利用者（児）の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合の対応は、次に掲げる手順に沿って実施するものとする。

①委員会の役割

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、身体拘束による利用者（児）の心身の損害や身体拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、上記2（1）①、②、③の3原則の全てを満たしているかどうかについての検討・確認を行うこと。

②当該利用者（児）や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取組方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めること。また、身体拘束の同意期限を越え、なお、身体拘束を必要とする場合については、事前に当該利用者（児）や家族等と、行っている内容と今後の方向性、当該利

用者（児）の状態等を緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（別記様式1）により説明し、同意を得た上で実施すること。

③記録と再検討

身体拘束を行った場合、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法等を身体拘束に関する経過記録票（別記様式2）により、記録・保存すること。また、当該記録に基づき、身体拘束の早期解除に向けて、身体拘束の必要性や方法を随時検討すること。

④拘束の解除

⑤身体拘束の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者（児）、家族に報告すること。

（職員教育・研修に関する基本方針）

6. 支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について、次に掲げる内容で、職員教育及び研修を行うものとする。

①定期的な教育・研修（年1回以上）を実施すること。

②新規職員に対する身体拘束適正化に関する研修を実施すること。

③その他、必要な教育・研修を実施すること。

（本指針の閲覧に関する事項）

7. 本指針については、利用者（児）、家族等に身体拘束禁止への理解と協力を得るため、事業所内に据え置くとともに、本会ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めるものとする。

附 則

本指針は、令和 4年 4月 1日から適用する。

附 則

本指針は、令和 5年 4月 1日から適用する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇 〇 〇 〇 様

- 1 あなたの状態が、下記の①②③を全て満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において、最小限の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

- ①当該利用者（児）又は他の利用者（児）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ②身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。
- ③身体拘束、その他の行動制限が一時的なものである場合。

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為、内容等)	
拘束の時間帯 及び時間	
特記すべき 心身の状況	
拘束開始及び 解除の予定	

上記のとおり、実施いたします。

令和 年 月 日

事業所管理者  
記録者

印  
印

(利用者(児)・家族の記入欄)

上記の件について、説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

氏名

印

(本人との続柄：

)

身体拘束に関する経過記録票

日々の心身の状況等・検討・再検討結果	委員会等参加者名
●日時：令和 年 月 日（ ）： ～：	記録者（ ）
●日時：令和 年 月 日（ ）： ～：	記録者（ ）
●日時：令和 年 月 日（ ）： ～：	記録者（ ）
●日時：令和 年 月 日（ ）： ～：	記録者（ ）
●日時：令和 年 月 日（ ）： ～：	記録者（ ）